

他士業との業際について

① 弁護士との関係

行政書士と弁護士の関係については、行政書士が、権利義務に関する書類を作成するのに付随して、どこまでの業務を行うことができるのか、という点で問題とされてきました。以下、①歴史的に議論されてきた弁護士法72条の解釈をめぐるのさまざまな議論、②ADRをめぐる行政書士と弁護士の関係を取り上げます。

なお、弁護士については、行政書士法2条2号により、行政書士となる資格を有する、と規定されているため、登録すれば行政書士として、業務を行うことができます。

(1) 弁護士法72条をめぐる問題について

弁護士法72条は、以下のように定めています。

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

この72条については、72条で禁じられている「法律事務を取り扱う」「これらの周旋をする」という行為が、「報酬を得る目的」での「業として」なされる行為に限定して禁じられているかが論点になっていましたが、最大判昭46.7.14により、弁護士または弁護士法人でない者が、「報酬を得る目的で、業として、」所定の法律事件に関する法律事務を取り扱う行為、または、法律事件に関する法律事務の取り扱いを周旋する行為を禁じた規定である、とされています。したがって、法律事件に関する法律事務を取り扱う行為にせよ、法律事件に関する法律事務の取り扱いを周旋する行為にせよ、報酬を得る目的で、かつ、業として行わなければ、72条違反とはならないということになります。

この72条について、行政書士との関係で問題となるのは、法律事件に関する法律事務、という文言の意味するところです。この点、弁護士法3条1項が、弁護士の職務を訴訟事件その他一般の法律事務を行うことを職務とすると規定しており、弁護士法においては、法律事務と法律事件という文言が使い分けられていることからいって、弁護士法72条において弁護士の独占業務とされているのは、法律事件＝法律上の権利義務に関し争いがあり、疑義があり、または、

新たな権利義務関係の発生する案件（紛争性のあるもの）、に限定されていると解されています（前出最大判昭46.7.14参照）。

以上の弁護士法72条の解釈と行政書士法1条の2、1条の3とを合わせて考えると、行政書士の業務は、紛争性のない法律事務全般ということになります。「行政書士」という名称から、また、歴史的な経緯から、「代書屋」というイメージが強い行政書士ですが、むしろ、事務弁護士、法廷外弁護士、といった性格の資格であると言えます。このことから、行政書士の業務範囲はかなり広いということが分かります。

また、現に、法1条の3の改正により（前述）、自ら許認可申請自体にかかわっていない場合にも、許認可に関する聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、代理することができるようになっており、広い意味での紛争に当たりそうな場合でも、裁判にまで至っていない場合（狭義の紛争性を有するに至っていない場合）には、行政書士の業務範囲として法律で規定されるに至った場面も出てきており、行政書士の業務範囲はますます広がっていると言えます。

(2) ADR

ADRは、Alternative Dispute Resolution の略であり、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で、「裁判外紛争解決手続」と規定されているものをいいます。つまり、裁判手続によらない紛争解決手続のことを言います。厳格な裁判手続と異なり、ADRでは、利用者間の自主性を活かした柔軟な解決、簡易迅速で廉価な解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることが可能であることから、その活用が期待されています。

2004年（平成16年）11月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が成立し（2004年（平成16年）12月1日に公布、2007年（平成19年）4月1日に施行）、認証制度が創設されました。

認証制度とは、調停、あっせん等の和解の仲介業務を行う民間事業者はその業務について、申請により、適正性を確保するために法律で定める一定の基準・要件に適合するときは、法務大臣の認証を受けることができるという制度です。

これにより、弁護士以外の法律に携わる専門家が和解等裁判外紛争手続の仲介に入ることが認められました。本来、弁護士法72条により、原則として法律事件に関する案件（紛争性のある案件）は、弁護士の専管業務とされているため、弁護士以外が報酬を受けて業務を行うことはできないのが原則でしたが、法務大臣の認証を受けた「認証紛争解決事業者」（同法2条4号）は、例外的に報酬を得て和解の仲介を行えることになりました。認証基準は、ADR法6条にて、「手続実施者が弁護士でない場合……において、民間紛争手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。」とされています。

このADR法の成立を受けて、日本行政書士会連合会は、日弁連に対して「弁護士の助言」に関する協議の申し入れを行いました。その結果、2008年（平成20年）3月26日に取り扱う紛争の範囲を①外国人の職場環境などに関する紛争、②自転車事故に関する紛争、③愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争、④敷金返還などに関する紛争として、日弁連ガイドラインに基づいて、日弁連と日本行政書士会連合会との間に基本合意が成立しています。

その後、各行政書士会から、協議の申し入れがなされ、随時協定が締結された結果、2016年（平成28年）4月1日現在、15行政書士会が認証を取得しています。具体的に、ADR認証を受けた行政書士会および認証を受けた分野は以下の通りです。

資料：認証を取得した行政書士会と取り扱う紛争の範囲（平成28年4月1日現在）

認証番号	事業者名	取り扱う紛争の範囲
30	東京都行政書士会	外国人の職場環境などに関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争 敷金返還などに関する紛争
62	愛知県行政書士会	外国人の職場環境などに関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争 敷金返還などに関する紛争
68	京都府行政書士会	外国人の関係する家族関係
70	新潟県行政書士会	外国人の職場環境などに関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争 敷金返還などに関する紛争
72	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境などに関する紛争 自転車事故に関する紛争
74	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争
84	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境などに関する紛争 自転車事故に関する紛争
111	兵庫県行政書士会	自動車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争 敷金返還等に関する紛争 外国人の職場環境等に関する紛争
114	埼玉県行政書士会	夫婦関係等に関する紛争 相続に関する紛争 自動車事故又は自動車の物損事故等に関する紛争 敷金返還等に関する紛争
126	北海道行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争 敷金返還等に関する紛争
135	香川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争
136	山口県行政書士会	愛護動物に関する紛争 敷金返還等に関する紛争
140	大阪府行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争 自転車事故に関する紛争 愛護動物に関する紛争 敷金返還等に関する紛争
144	奈良県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争 自転車事故に関する紛争
147	宮城県行政書士会	自転車事故に関する紛争 敷金返還等に関する紛争

法務省 認証紛争解決事業者アピールポイント一覧などを参考に作成

これにより、行政書士は、ADR認証を受けた範囲内ではありますが、弁護士の専管分野である紛争性のある事件分野を業務分野とすることになりました。

この点について、特に注目すべきは、2012年（平成24年）6月4日に法務大臣認証を受けた埼玉県行政書士会による「行政書士ADRセンター埼玉」の取扱分野に夫婦関係等に関する紛争と相続に関する紛争が入ったことです。行政書士が相談を受ける頻度の高い「離婚・相続」分

野が扱えるようになったことで、大きく業務範囲が広がったといえます。

もともと、行政書士は紛争が発生する前段階である契約書などの法律事務を行う仕事であり、予防法務によるサービスを提供することを業務として行っています。このように予防法務に強い行政書士が、予防法務で培ったノウハウを最大限活かすかたちでADRにかかわることは、国民の利益に資する大変望ましい状況といえます。

② 司法書士との関係

司法書士法は、3条で司法書士の業務範囲を以下のように規定しています。

第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

(略)

- 2 前項第6号から第8号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

行政書士と司法書士に関しては、もともと監督官庁が異なるという事情もあり、表面的には、業務で競合することはありません。ただ、もともと司法職務定制にひとつの代書人として存在していたこともあり、法務局への帰化申請書、告訴状、告発状の書類作成など、現在も行政書士・司法書士、双方の業務とされている業務もあります。

論点になっているのは、会社設立など商業登記に関連しての行政書士・司法書士それぞれの業務範囲です。1964年（昭和39年）9月15日の民事局長回答では、「司法書士法第1条（現第3条）に規定する官庁に提出する書類に添付を必要とする書類または提出書類の交付請求書（例えば、売渡書、各種契約書、証写の作成、住所、氏名、租税、公課の証明願、戸籍の謄抄本の交付請求書等）の作成については、司法書士の業務範囲に属するが、右官庁以外の官公署、団体へ提出する各種願書、届出、事実申立書および前記官庁（裁判所等）へ提出しない各種契約書の作成は、行政書士の業務範囲に属する」（「行政書士市民法務便覧改訂三版」P.7より引用）となっています。この民事局長回答によれば、会社の設立に関しては、定款などの各種書類の作成は行政書士の業務であり、設立登記の申請は司法書士の業務となります。しかし、これを厳密に貫くのでは国民にとって利便性を著しく損なうこととなります。実務においては、司法書士が登記申請のみならず、登記にかかわる定款作成を行っています。そうであれば、行政書士に定款作成のみならず、登記申請を認めてもよいように思えます。ともあれ、隣接法律専門職が国民の利便性を損なわないワンストップ・サービスが行えるように相互の専門分野の垣根を低くしていくべきであると考えられます。

3 社会保険労務士との関係

社会保険労務士の業務条文である社会保険労務士法2条1項は、社会保険労務士の業務を以下のように規定しています。

社会保険労務士法

第2条第1項 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 ①別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
 - 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
 - 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。
- （略）
- 二 ②労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
 - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

原則として、①労働および社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という）に基づいて申請書等を作成する業務、②労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成する業務は、社会保険労務士の独占業務とされていますが、例外として、1980年（昭和55年）8月末時点の行政書士会に入会していた行政書士に限って、労働・社会保険法令上の申請書等、帳簿書類の作成といった業務は、「当分の間」社会保険労務士との共同独占業務となります。これは、社会保険労務士法改正以前に行政書士会に入会していた行政書士が当該業務を行っていたことに対する特別の措置です。

4 弁理士との関係

弁理士も、行政書士法2条2号により、行政書士となる資格を有する、と規定されているため、登録すれば行政書士として業務を行うことができます。

行政書士と弁理士との関係では、知財分野において双方の業務の関係が問題となります。まず、弁理士法75条により、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願などに関して政令で定める書類の作成は、弁理士の独占業務となっています。一方、知的財産権にかかわる契約書作成業務は、弁理士法4条3項、75条により、弁理士との共管業務とされています。著作権ライセンス契約

書の作成などは、この領域に当たります。なお、著作権絡みで言えば、著作権登録制度における著作権登録申請手続については、行政書士の独占業務とされています。

弁理士法

第4条

- 3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。
 - 二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと。
 - 三 発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（既に秘密として管理されているものを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

第75条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

近年、行政書士と弁理士の業務領域で問題となっている知的財産権領域として、種苗法の植物新品種申請にかかわるものがあります。近時、栃木の名産品であるイチゴの「とちおとめ」が中国や韓国で栽培され日本に逆輸入されるケースが起きるなどしたことで、農産物の品種改良ノウハウの保護に注目が集まり始めました。農産物の品種改良は、農業生産者の努力の賜物でありこれを保護することで更なる品種改良が行われ、農林水産業が発達していくものであることを考えると、品種改良に関する保護の必要性が高まっていると言えます。この品種改良保護に関する法律が種苗法です。この種苗法1条は「この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」と規定していますが、種苗法自体において、品種登録制度の出願人たる資格などについて、「他人の求めに応じ」「事務を行うことを業とする」ことができる者についての定めがありません。したがって、行政書士法第1条の2第1項により、出願書類の作成は、行政書士は独占業務として行えることになります。また、同法1条の3第1項により、行政書士は本人に代理して品種登録出願にかかわる手続を行えます（ただし、同法19条で独占業務として認められるのは1条の2

所定の事項に限定されているので、この代理手続業務は行政書士の独占業務とはなりません。

5 税理士との関係

税理士法

(税理士の業務)

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の4第2項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

税理士法の「租税」は申告納税に係るものを対象としており、印紙税、登録免許税、自動車重量税などは含まれないため、これらの税については、官公署に提出する書類の作成は、税理士法以外の法律において制限されている場合を除き行政書士の業務となります。

6 土地家屋調査士との関係

土地家屋調査士法 (業務)

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。）の作成
- 四 筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理
- 五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- 六 前各号に掲げる事務についての相談
- 七 土地の筆界（不動産登記法第123条第1号に規定する筆界をいう。第25条第2項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理
- 八 前号に掲げる事務についての相談

土地家屋調査士は不動産の「表示についての登記」の専門家です。

土地や家屋の「場所」「使い方」「形」「大きさ」など測量をした上で、その不動産について最初に登記を作成する仕事をしています。

売買のみならず、相続などの際にも土地家屋調査士業務が発生します。

行政書士と土地家屋調査士はとても相性が良く、行政書士業務を軸にした場合にも、専門性の幅や深さが広がるのは間違いありません。

一例ですが、農地を農地でないものにする農地転用許可申請などは行政書士の仕事ですが、その後に必ず必要となる登記上の土地の利用方法の変更（土地の地目変更登記という）は届出義務があり、土地家屋調査士にしかできない業務となります。

7 建築士との関係

建築士法

(一級建築士でなければならない設計又は工事監理)

第3条 左の各号に掲げる建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500平方メートルをこえるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300平方メートル、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルをこえるもの
- 四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が2以上の建築物

2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

(一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理)

第3条の2 前条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 前条第1項第3号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が30平方メートルを超えるもの
- 二 延べ面積が100平方メートル（木造の建築物にあつては、300平方メートル）を超え、又は階数が3以上の建築物

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第1項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）を別に定めることができる。

(一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理)

第3条の3 前条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が100平方メートルを超えるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第3条第2項及び前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）」とあるのは、「次条第1項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

(その他の業務)

第21条 建築士は、設計（第20条の2第2項又は前条第2項の確認を含む。第22条及び第23条第1項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、

建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3条、3条の2、3条の3によれば、建築設計および工事監理は建築士の独占業務です。一方、21条の建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査または鑑定および建築物の建築に関する法令または条例の規定に基づく手続の代理その他の業務は、建築士の独占業務ではなく、行政書士ができる業務と言えます。この一例として建築基準法6条に基づく確認申請業務が挙げられます。行政書士は、建築士の作成した建築設計図書を添付書類として、建築確認申請書を作成し、提出手続を代行することができます。

参考文献

「行政書士市民法務便覧改訂三版」、阿部泰隆著「行政書士の未来像」改訂新版
「詳解 行政書士法」 参照